

業務委託契約書（案）

沖縄県知事 玉城康裕（以下「甲」という。）と●●● ●●●（以下「乙」という。）は、次のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。本契約の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

1 契約件名

令和8年度生活保護法等による診療報酬明細書点検等業務委託

2 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

令和8年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事 玉城康裕

乙 沖縄県●●市（町・村）●●番地

●●● ●●●

(総則)

- 第1条 甲は、乙に対し生活保護法等による診療報酬明細書点検等業務（以下「本件業務」という。）を委託し、乙はこれを受託するものとする。
- 2 乙は、本件業務の実施について、業務委託仕様書（別記1。以下「仕様書」という。）に基づき行うものとする。
 - 3 乙は本件業務を誠実に履行し、甲は乙の本件業務履行に必要な協力を行うものとする。
 - 4 この契約書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの契約書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(契約義務の履行)

- 第2条 乙は、本件業務の履行に当たり、善良な管理者の注意をもって処理する。乙は、これを遂行するに当たり、従業員を適正に配置し、指導監督を行い、仕様書に従い計画的に本件業務を実施しなければならない。

(委託料)

- 第3条 この契約に基づく委託料は、●●●●●円（うち消費税及び地方消費税額は●●●●●円）とし、月額●●●●●円とする。

「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議の上、改正後の税率により定めるものとする。

- 2 乙は、当該月の業務完了後に前項の月額を翌月の5日までに甲に請求し、甲は乙の適正かつ正当な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
- 3 甲が自己の責に帰すべき事由により支払いを遅延した場合、乙は支払い遅延日数に応じて、沖縄県財務規則第109条第1項に基づき、年2.5パーセントの遅延利息を徴することができる。

(契約保証金)

- 第4条 契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の規定に該当する場合は免除とする。

(労働法上の責任等)

- 第5条 乙は、乙の従業員に対する雇用主として、労働基準法、労働安

全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、社会保険諸法令その他従業員に対する関係法令上の責任を全て負い、責任を持って労務管理を行うものとする。

2 乙は、乙の従業員の教育指導に万全を期し、秩序規律及び風紀の維持に責任を負うものとする。

(業務責任者)

第6条 乙は、本件業務の履行に当たり、本件業務の責任者（以下「業務責任者」という。）を選任し、次の業務を行わせるものとする。

(1) 乙の従業員の労務管理

(2) 本件業務の履行に関する甲との連絡及び調整

2 乙は、令和8年3月31日までに業務責任者等の氏名を業務責任者等通知書（別紙1）により甲に通知するものとする。また、乙は業務責任者等を変更する場合には、変更した日から5日以内に甲に通知するものとする。

(名義変更等の届出)

第7条 甲及び乙は、名称、代表者名、本社所在地に変更があった場合は、速やかに書面をもってその旨を甲に通知するものとする。

(機器等の提供及び善管注意義務)

第8条 甲は、乙が業務の遂行に必要とする施設、端末機その他備品及び資料（以下「機器等」という。）を無償で乙に使用させることができる。

2 乙は、甲の提供する機器等について、毀損、盜難、漏洩、滅失その他事故が起きないよう細心の注意を払って使用しなければならない。

3 前項の事故が発生したとき、又はそのおそれがある場合、乙は直ちに甲に報告し必要な措置を講じなければならない。

(報告、調査)

第9条 乙は、本件業務の状況について毎月5日（ただし、令和9年3月分の報告については、令和9年3月31日）までに甲に委託業務報告書（別紙2）により報告しなければならない。

2 甲は、本件業務の適正な実施に必要があると認めるときは、乙に対して、本件業務に関する報告を求めることができる。

3 乙は、甲から前項の報告の求めがあった場合には、速やかに必要な事項を報告しなければならない。

(改善の求め)

第10条 甲は、乙が実施する業務の内容又は管理運営が不適当と認めたときは、その都度必要な改善を乙に求めることができる。

2 乙は、前項の求めがあった場合には、速やかにその改善に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第11条 乙は、契約の履行に伴い第三者から業務の提供を受ける（以下「再委託」という。）ときには、当該委託業務の履行が確保される場合に限り、必要最小限の範囲でこれを行わせるものとする。ただし、以下に該当する業務の再委託を原則として禁止する。

- (1) 乙が契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委託し、又は請け負わせること。
- (2) 甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行について、乙が第三者に委託し、又は請け負わせること。
- (3) 本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に、乙が契約の履行を委任し、又は請け負わせること。
- 2 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。
- 3 乙は、再委託する場合には、乙が本契約を遵守するために必要な事項について再委託先と書面で約定しなければならない。
- 4 乙は、第2項により第三者に委任し、又は請け負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 5 乙が第1項から第3項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請け負わせた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(秘密の保持)

第12条 乙は、個人情報の取扱いについて、個人情報取扱特記事項（別記2）に基づき行うものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第13条 乙は、本契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合には、この限りではない。

(契約の変更)

第14条 本契約内容の変更を必要とする事由が生じた場合は、契約期間中であっても甲乙協議の上、改定することができるものとする。

(履行不能の場合の措置)

第15条 乙は、天災その他不可抗力により、その責めに帰することができない事由により契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承諾を得て、当該部分についての義務を免れるものとし、甲は当該部分についての委託料の支払いを免れるものとする。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、直ちに契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めたとき。
 - (2) この契約の締結又は履行に当たり、乙又はその代理人に不正の行為があったとき。
 - (3) 故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。
 - (4) 正当な理由がなく、契約の履行を怠ったとき。
 - (5) 関係法令により行政上の処分を受けたとき。
 - (6) この契約に基づく甲の指示に従わなかったとき。
- 2 甲は、沖縄県議会令和8年第1回議会（定例会）において、令和8年度当初予算案が否決された場合、又は翌年度以降において本契約に係る歳入歳出予算の当該金額に減額又は削除があった場合は、本契約を解除することができる。
 - 3 前項のほか、甲又は乙が、契約期間中においてこの契約を解除しようとするときは、相手方に対して3か月前に通知しなければならない。
 - 4 第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除した場合は、甲は、乙が損害を被ることがあっても賠償の責任を負わないものとする。
 - 5 甲は、乙が本契約に違反し、又は信義に反する重大な事実があると認められる場合には、書面によりその是正を求めることができる。また、是正を求めた日から60日以内に当該違反等が是正されなかつたときは、直ちに本契約を将来に向かい解除することができる。
 - 6 前項の規定は、乙が甲に是正を求める場合並びに契約を解除する場合に準用する。

(暴力団排除に関する契約解除)

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等の（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（下請負契約等に関する契約解除）

第18条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（不当介入に関する通報・報告）

第19条 乙は、本契約について、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(事務の引継ぎ)

第17条 乙は、甲の指示に従い、業務に停滞が生じないよう適切かつ誠実に、事務の引継ぎを受けなければならない。

2 この業務が終了したとき又は解約された場合は、乙は甲の指示に従い、業務に停滞が生じないよう適切かつ誠実に、甲が指示する者に對して事務を引き継がなければならない。

業務委託仕様書

1 業務の目的

生活保護法及び中国残留邦人等に対する支援給付制度に係る診療報酬明細書、調剤報酬明細書及び訪問看護療養費明細書（以下「レセプト」という。）を点検し、医療扶助の適正化を図る。

2 委託業務の実施場所

- (1) 県本庁（那覇市泉崎1丁目2番2号 本庁舎3階 保護・援護課）
- (2) 南部福祉事務所（南風原町字宮平212番地）
- (3) 中部福祉事務所（沖縄市美原一丁目6番28号）
- (4) 北部福祉事務所（名護市大中二丁目13番1号）
- (5) 八重山福祉事務所（石垣市字真栄里438番地1）

3 点検員の条件及び業務する日時

(1) 点検員の条件

レセプト点検に係る資格を有し、点検業務の経験豊富な者を配置すること。

(2) 業務する日時

ア 業務日は、月曜日から金曜日までとする。

イ 業務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

ウ 土曜日、日曜日、国民の祝日、沖縄県の休日、年末年始（12月29日から1月3日）及び台風等により閉庁した場合は、業務を要さない。

エ 乙が定める就業規則等で認められた休暇を取得する場合は、業務を要さない。

4 業務内容

(1) 県本庁

ア 診療報酬明細書の件数確認

毎月、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）から沖縄県に送付されたレセプト全数について集計

し、レセプト形態別件数内訳書を作成する。作成したレセプト形態別内訳書の件数と、各法分診療報酬等請求額内訳書に計上されている件数が一致するかを点検する。

イ 県本庁におけるレセプトの内容点検（単月点検）

毎月、次の(ア)のレセプトについて、(イ)の内容のとおり点検を行う。

(ア) 点検対象レセプト

原則として支払基金から沖縄県に送付されたレセプト全数を点検対象とする。

(イ) 点検内容

- a 「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」（昭和33年6月30日厚生省告示第177号）、「使用薬剤の購入価格（薬価基準）」（平成20年3月5日厚生労働省告示第60号）等との照合により診療報酬の算定方法に誤り及び疑義がないかを点検する。
- b 傷病名と診療内容との関連について算定誤りがないかを点検する。
- c 縦計・横計について計算誤りがないかを点検する。
- d その他、疑義が生じる事項及び甲の指示する事項があれば点検する。

ウ その他の点検、統計業務等として、以下の業務を実施する。

- (ア) 頻回受診者（同一傷病について、同一月内に同一診療科を15日以上受診している月が3か月以上続いている患者）のリスト作成。ただし、頻回受診者の定義に変更があった場合には、変更後の定義によりリストを作成する。
- (イ) 重複受診のある患者（同一又は類似の傷病について、同一月に複数の医療機関を受診して、同様の診療など（投薬含む）がある患者）のリスト作成
- (ウ) 向精神薬の重複処方のある患者（同一月内に複数の医療機関から向精神薬が処方されている患者）のリスト作成
- (エ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療が適用されると思われる患者（精神疾患の傷病名があり、かつ向精神薬の処方や精神療法等を行っている患者、人工透析を行っている患者などで、生活保護単独で請求がある患者）のリスト作成

- (オ) 重複・多剤投与者(同一月内に同一成分の医薬品(向精神薬を除く。)を2つ以上の医療機関から処方されている患者、同一月内に15種類以上の医薬品の投与を受けている患者)のリスト作成
- (カ) 厚生労働省医療関係調査資料作成
- (キ) 生活保護関係統計事務(統計月報入力)
- (ク) 文書発送(リストより作成)
- (ケ) 必要に応じ、嘱託医による再審査請求案の事前審査の対応(月2回、各1時間程度)等

(2) 各福祉事務所

ア レセプトの内容点検(縦覧点検)

3か月に1回、次の(ア)のレセプトについて、(イ)の内容のとおり点検を行う。

(ア) 点検対象レセプト

各福祉事務所に送付されたレセプト全数を点検対象とする。単月点検済みのレセプトについて3か月分のレセプトを縦覧点検する。

なお、点検に当たっては、上記の内容に加え、次の点に留意すること。

- a 重複請求、検査等
- b 連月での初診料算定の可否
- c 連月での画像診断施行、検査等の妥当性
- d 長期にわたる注射等の妥当性
- e リハビリテーションの施行期間の妥当性
- f 新規入院、継続入院の妥当性
- g 抗生剤等の長期にわたる投与の妥当性
- h 調剤レセプトに対する医科及び歯科レセプトの突合による傷病名との適応及び投与量、投与日数の妥当性
- i 訪問看護レセプトに対する医科レセプトの突合による傷病名との適応及び各種算定の妥当性
- j その他請求内容の妥当性

(イ) 点検内容

「4の(1)のイの(イ)」と同内容について縦覧点検を行う。

イ その他統計業務等として、以下の業務を実施する。

(ア) 医療扶助実態調査

- (イ) 厚生労働省医療関係調査資料
- (ウ) 医療（調剤）券の発券・発送
- (エ) 介護券点検

(3) 県本庁及び各福祉事務所

ア 再審査請求に伴う事務

内容点検の結果、支払基金への再審査となる電子レセプトについては、レセプト管理システムに再審査内容の登録を行うこと。紙レセプトについては、従来通り当該レセプトを抽出した後、再審査等請求内訳票等の作成及び貼付を行うこと。

なお、登録業務は、甲が指定する日までに完了すること。

5 契約の主たる業務

契約書第11条第1項第2号に規定する「契約の主たる部分」とは、次に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。

委託業務の契約金額の1／2を越える業務、委託業務に係る統括的かつ根本的な業務

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しよ

うとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

（収集の制限）

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

（事務従事者への周知等）

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

（派遣労働者）

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（再委託の禁止）

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第

86号) 第2条第3号に規定する子会社をいう。) である場合も含む。以下同じ。) に委託(以下「再委託」という。) してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
- (8) 再委託の相手方の監督方法(監督責任者の氏名を含む。)

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実

な方法で廃棄しなければならない。

- 4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。
- 6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（検査及び報告）

第13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、隨時実地に検査することができる。

- 2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

（事故報告）

第14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

（指示及び報告）

第15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めるものとする。

（契約解除）

第16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合にお

いても、甲にその損害の賠償を求めるることはできない。

(損害賠償)

第17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

(注) 1 「甲」は委託者(沖縄県)、「乙」は受託者をいう。

2 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項を削除するものとする。

業務責任者等通知書

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

(受託者名)

令和8年度生活保護法等による診療報酬明細書点検等の業務を受託するに当たり、次のとおり業務責任者を選任し、又県本庁及び各福祉事務所で診療報酬明細書点検等の業務を行う点検員を配置するので通知します。

【業務責任者】

氏名	連絡先電話番号	備考（所属部署等）

【点検員】

	氏名	備考
県本庁		
南部福祉事務所		
中部福祉事務所		
北部福祉事務所		
八重山福祉事務所		

委託業務報告書（その1）

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

(受託者名)

令和 年 月分（令和 年 月 日から令和 年 月 日まで）の生活保護法等による診療報酬明細書点検等について、次のとおり実施しましたので報告します。

業務対象レセプト及び点検結果

	業務対象レセプト	レセプト点検件数	再審査提出	
			件数	点数
県本庁	年 月～ 年 月 診療分			
南部 福祉事務所	年 月～ 年 月 診療分			
中部 福祉事務所	年 月～ 年 月 診療分			
北部 福祉事務所	年 月～ 年 月 診療分			
八重山 福祉事務所	年 月～ 年 月 診療分			
合計				

※ 本庁点検分の報告については、レセプト全数ではなく、乙が配置した点検員分のみを報告すること。

委託業務報告書（その2）

令和 年 月分（令和 年 月 日から令和 年 月 日まで）の「仕様書4の(1)のウの(ア)～(エ)」のリストについて、次のとおり報告します。

	(ア) 頻回受診 のある者	(イ) 重複受診 のある者	(ウ) 向精神薬重複 処方のある者	(エ) 自立支援医療の適 用可能性のある者
南部 福祉事務所	人	人	人	人
中部 福祉事務所	人	人	人	人
北部 福祉事務所	人	人	人	人
宮古 福祉事務所	人	人	人	人
八重山 福祉事務所	人	人	人	人

※ 本序点検分の報告については、レセプト全数ではなく、乙が配置した点検員による再審査提出分のみを報告すること。

委託業務報告書（その3）

令和 年 月の生活保護法等による診療報酬明細書点検等について、点検員は次のとおり業務に当たりましたので報告します。

	点検員氏名	要業務日数	休暇日数	台風等による業務しなかった日数
県本庁		日	日 時間	日 時間
		日	日 時間	日 時間
南部 福祉事務所		日	日 時間	日 時間
中部 福祉事務所		日	日 時間	日 時間
北部 福祉事務所		日	日 時間	日 時間
八重山 福祉事務所		日	日 時間	日 時間